

第6章 計画の推進体制と進行管理

6-1 推進体制

みどりのまちづくりの中心となる主体は、行政だけでなく市民や事業者といった地域に関わる様々な団体であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで和泉市をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識のもと、それぞれが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからの和泉市のまちづくりは、行政をはじめ、市民や事業者がこれまで以上にみどりのまちづくりに参加し、それぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

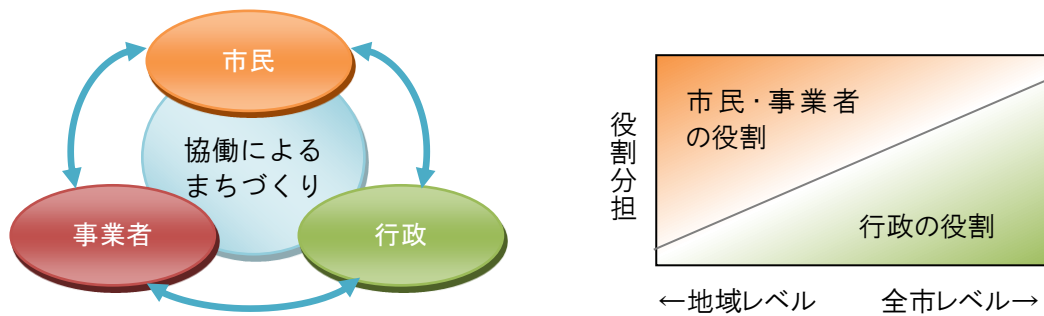


図 本計画の推進体制

表 各主体の役割

主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> • 市民は、民有地や住まいのみどりの保全、育成、地域の特性に応じた緑化活動を行います。 • 地域のあり方やみどりのまちづくりに関する知識を身につけ、みどりのまちづくりへの理解を深めることが必要です。 • 地域の魅力向上に向けて、各団体同士や行政との情報交換を行いながら様々な市民活動にも関心を持ち、積極的に参加することが必要です。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者は、事業活動に伴う環境影響と環境保全に対する社会的責任を認識し、周辺のみどり、自然環境、景観などに配慮した敷地内のみどりの保全と緑化に積極的に取り組むことが必要です。 • 事業活動などを通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、地域社会と調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力することが求められます。 • 事業活動を通じ、地域社会にその経営ノウハウや専門知識、技術などの提供を行うことで、みどりのまちづくりの実現に貢献できます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 行政は、本計画に基づき、市のみどりのまちづくりに関する事業の決定や見直し、各種法規制の設定や都市公園整備などの事業など、行政でなければならない取り組みを担います。 • 市民や事業者から理解と協力が得られるよう、普及・啓発活動を進めるほか、各主体が自主的にみどりのまちづくりに取り組めるように支援します。また、開発事業者に対して、みどりの保全と緑化に向けた誘導と指導に取り組めます。 • 法制度上必要な市の区域を越える特に広域的・根幹的なみどりのまちづくりについては、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。 • 住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民との意見交換、住民参加の仕組みづくりなどを進めます。

6-2 計画の進行管理

本計画の目標年度は、20年後の令和21年度（2039年）を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応するために、計画の進行管理を行います。

本計画の進行管理にあたっては、基本施策の実施状況の把握・評価を踏まえて、計画全体の改善・見直しを行う、PDCA サイクルによる成果管理型の進行管理手法を用います。

基本的には、施策毎に個別目標を設定したうえで5年毎に個別目標の進捗をモニタリングし、達成状況を評価したうえで、次の5年間の個別目標を設定します。施策毎の個別目標が達成されていない場合は、その原因を調査し実施状況の改善を図ります。そして20年後に計画目標の達成状況を評価し、第3次みどりの基本計画の改定につなげていきます。

ただし、みどりのまちづくりが進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、必要に応じて改定を行うなど柔軟な運用を図ります。

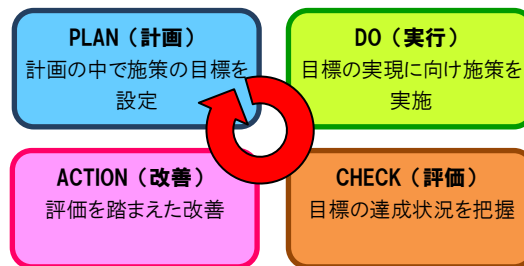


図 PDCA サイクル



図 進行管理の手順